



## 英国・水法案について（その 1） — 水法案の概要 — （Water Bill briefing notes から）

### （はじめに）

英国では民営化水道事業を改革すべく、2012年7月、水法（草案）が英国議会に提出されました。この動向については、「英国における民営水道事業の動向及び水法（草案）の提出等について」と題して、以下の水道ホットニュースで紹介したところです。

\* 第 351 号（平成 25 年 2 月 8 日付け） <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews351.pdf>

\* 第 352 号（平成 25 年 2 月 15 日付け） <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews352.pdf>

\* 第 353 号（平成 25 年 2 月 22 日付け） <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews353.pdf>

そして、英国政府は 2013 年 6 月 27 日、英国議会下院 (House of Commons) に「水法案 (Water Bill)」を提出しました。その後、水法案は、2013 年 11 月 25 日に第 2 読会での討論がなされ、2013 年 12 月 17 日に下院委員会審査を終了しました。法案は、2014 年 1 月 6 日に下院「報告段階 (Report stage)」及び下院「第 3 読会」に進む予定です。(2013 年 12 月末時点)

この水法案について、英国環境・食料・農村省 (DEFRA : Department for Environment, Food. & Rural Affairs) は「Water Bill briefing notes」を発行し、水法案によってカバーされる分野に関する情報及び水法案による改正点について情報を提供しています。

以下に、この「Water Bill briefing notes」をもとに、水法案の概要等を紹介することとします。なお、翻訳に誤り等がありましたらご容赦いただくとともに、原文を参照・確認していただければ幸いです。

（参考 1）Collection : Water Bill briefing notes

Organisation: [Department for Environment, Food & Rural Affairs](http://www.gov.uk/government/collections/water-bill-briefing-notes)

<https://www.gov.uk/government/collections/water-bill-briefing-notes>

（参考 2）Water Bill 2013-14 (Progress of the Bill)

水法案は、以下の手順で審査が行われることとなっています。

（下院）第 1 読会→第 2 読会→委員会審査→報告段階→第 3 読会→（上院）→第 1 読会→第 2 読会→報告段階→第 3 読会→両院協議→国王の裁可

（出典）<http://services.parliament.uk/bills/2013-14/water.html>

（参考 3）英国の政府提出法案の立案過程—英国内閣府の『立法の手引き』—

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/073105.pdf>

## [水法案の概要]

Overview of the Water Bill

November 2013

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/259666/pb14065-water-bill-overview.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/259666/pb14065-water-bill-overview.pdf)

### 1. なぜ、水法案が必要なのか？

2011年、英国政府は「水白書（Water White Paper Water for Life）」を発刊し、とりわけ、長期の投資を呼び込むとともに顧客を重視し続ける、持続的ではつらつとした上下水道産業に向けた英国政府の願望を提示した。英国の上下水道は、人口増加と気候変動による圧力を受けつつある。上下水道産業の民営化は投資を引き込むことに成功し、インフラを改善するとともにより清浄な水供給を実現した。しかし、直面する将来の課題と支払い可能な料金を維持する必要性を考えると、我々は水管理の新たな手法を見出し、革新及び効率性の向上を奨励することを必要としている。

水法案は、このビジョンを実現するための主要な行動プログラムの一つであり、特に上下水道産業の改革に焦点を置いている。法案に加え、我々は顧客の支払い能力、水の有効利用、漏水、汚染及び不安定な取水に取り組むための活動を行っている。水法案は、また、洪水リスクの高い世帯の保険の利用及び支払い能力に対処するなどの方策を講じることとしている。

ウェールズ政府はウェールズの全域又は主にウェールズで運営している現行の水道及び下水道会社に対する法案の市場改革規定のいくつかを施行しない決定を行っているものの、水法案はイングランド及びウェールズを対象としている。

水法案（草案）は2012年7月に初めて発表された。英国下院「環境・食料・農村関係特別委員会（EFRA Select Committee）」による草案の予備法令審査の間に寄せられたコメントを受けて、政府は水法案を強化し、水法案は2013年6月27日、下院に提出された。

### 2. 水法案によって何が達成されるのか？

水法案は、以下を実現することを目的としている。

- \* 強靱（Resilience）－環境に損害を与えることなく、家庭や企業に対して常時水を供給することができる将来。また、法案は、洪水の財政的な影響に対してより強靱になるよう、洪水のリスクの高い家庭が支払い可能な洪水保険を利用できることを保証するものである。
- \* 選択（Choice）－顧客に対して選択と柔軟性を提供している水セクター。法案は、また、現行の水道会社ができるだけ効率的なものであることを奨励するとともに、新たな業種が革新的なアイデアと手法により当該セクターに参入することを奨励することにより、料金が支払い可能であり続けることを手助けするものである。新たな洪水保険の方策は、既存の保険業者に縛られるのではなく、顧客が保険を自由に選択できるようにするものである。
- \* 成長（Growth）－革新、効率性の増大及びビジネスに関する負担の軽減を奨励することにより、海外投資を呼び込むとともに雇用を創出し続ける水セクター。

## 3. 水法案によってどうなるのか？

### 3-1 水セクターの改革

水法案は、上下水道産業の一定部分における競争の拡大を認めるとともに、産業において新規ビジネスが競争することを制限している既存の法令における障壁を取り除くものである。当該セクターにおいて更なる競争を認めることは、新規プレーヤーや新たな思考方法を導入することにより、また、顧客の費用を抑えるために市場原理を用いることにより、革新及び効率性の両方を推進することとなるであろう。これは、顧客の利益となり景気を刺激するだけでなく、我々の将来の強靱性及び環境に貢献するものともなろう。

我々は、投資を引きつけ続ける水セクターを見たいと思っている。—しかし、これは「無変化」を意味するものではない。それは、料金が支払い可能である一方で、また、投資家を引きつける安定した規制の評判を損ねることなく、顧客が望む改善を実現することを意味している。それゆえ、変化は測定され、進化的であり、既存の産業モデルのコアの強みを保護するものであることが重要である。

水法案における主要な水改革方策には、以下が含まれる。

- \* イングランドの全ての商業、公益団体及び公共セクターが上下水道事業者を変更する（「小売競争（retail competition）」として知られている）ことを認めることにより、小売市場における選択を拡大すること。
- \* 上下水道処理サービス（「上流（upstream）サービス」として知られる）の新たな事業者を提供するために新規事業者が水市場に参入することをより容易にすること。これには、環境保護を条件として、小規模貯水のオーナー（例えば、農家）が水供給システムに余剰水を売却することをより容易にすることが含まれる。
- \* 水道会社が水を相互に売買することをより容易にすることにより、国の水供給ネットワークがより連携したものとなるために支援すること。
- \* 開発業者及び水の注入を行う指名水道会社が、新規開発団地に水道管及び下水システムを接続することをより容易にすること。
- \* 以下により、規制機関及び水道会社が計画立案において強靱性を一体化すること。
  - ・ 長期間にわたる強靱性を大いに考慮に入れるため、全体に関わる新たな義務をOfwatに授けること。そして、
  - ・ 水道会社が渇水に対処する計画を立案するために必要となる水準を設定する権限を関係大臣に与えること。
- \* 上下水道産業の特別合併制度（special merger regime）を改善すること。
- \* 政府の政策で設定された枠組みの中での、Ofwatによる産業規制を改善するためのその他の様々な改正

### 3-2 洪水保険

（略）

### 3-3 水法案におけるその他の方策

法案には、次のような方策も含まれている。

- \* 持続可能な取水を回復するために水道会社が計画する方法を変更することにより、持続可能でない取水に対して取り組む。
- \* 水資源管理及び渇水計画立案の間の連携関係を改善する。
- \* 公聴を条件として、さらに3つの免許スキーム（取水及び貯水に係る免許交付、魚道承認及び洪水防御同意）を含むことにより、環境面の許可に係る枠組みをさらに効率化することを可能とする権限を与える。
- \* 持続可能な排水システム（SuDS：Sustainable Drainage Systems）の建設及び維持が下水事業者の機能とすることができることを明確にすることにより、SuDSの使用を奨励する。
- \* イングランドにおける内陸排水委員会（Internal Drainage Boards）の統治に関する官僚主義を弱める。そして、
- \* 主要河川のマップを維持する責務を「環境庁（the Environment Agency）」及び「天然資源ウェールズ（Natural Resources Wales）」に移す。

(文責) センター専務理事

安藤 茂

---

#### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

#### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h25.html>

国・地域別の水道情報 [http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country\\_area.html](http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country_area.html)

耐震化関連の情報 [http://www.jwrc-net.or.jp/taishin-corner/taishin\\_hotnews.html](http://www.jwrc-net.or.jp/taishin-corner/taishin_hotnews.html)